

平成28年7月26日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局総務課長

(公 印 省 略)

医療機関における患者等の安全の確保について

本日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

現時点において詳細は不明ですが、管下の医療機関に対し、下記の事項に留意の上、あらためて医療機関の患者等の安全の確保に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

記

1. 日中及び夜間における医療機関の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における出入り口は限られた場所とするなどの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. なお、上記1. については、「「医療機関における安全管理体制について（院内で発生する乳児連れ去りや盗難等の被害及び職員への暴力被害への取り組みに関して）」について」（平成18年9月25日医政総発0925001号）」中の2の2）「出入・動線を工夫する」及び2の3）「防犯設備（防犯カメラ、電子ロック等）・システムの拡充を可能な範囲で行う」に記載の方策等が、上記2. については、同通知中の2の4）「警備員の配置の充実と、病院職員との連携促進を図る」に記載の方策等が、必要な取組を行う上で参考となること。